

令和元年度第11回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年2月27日(木)午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橋川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	小宮	正嗣
主事	雨宮	敦

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

11番	原	恵子	1番	小林	徳博
-----	---	----	----	----	----

8 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

9 議 事

議案第17号 二宮町新規農業者資格認定要綱の一部改正について

会議の状況

【議長】

それでは第11回の総会を開催したいと思います。

出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

2月3日に中地方農業委員会連合会による研修会があり、人・農地プラン実質化の活動事例や農地ナビの活用について講義がありました。農地ナビは、デジタル化が相当進んでおり、様々な情報を見える化できるようになっていることが分かりましたが、今後、二宮町でもそのような情報を活用していかなければならないと思いました。

2月5日には、神奈川県農地中間管理事業推進会議が開催され、人・農地プラン実質化や農地中間管理事業がどうなっているのかの話がありました。人・農地プランについては、日本中の農業委員会が実質化に向けての活動をしていくことになり、二宮町も進めていかなければなりません。また、同日に農業委員会会長・事務局長会議が開催され、施策・予算要望の話や非農地通知の話がありましたが、農業振興地域内の農用地に対する非農地の取り扱いが難しく、慎重に判断しなければなりません。

新型コロナウイルスについては、椎茸植菌教室等の町のイベントが中止になっていきます。皆様も気を付けてください。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第11回総会の議事録署名委員につきましては、11番原恵子委員、1番小林委員、お願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

NO1になります。関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、国道1号線沿いの二宮郵便局の向かい側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

続きましてNO2になります。関係資料位置図の地図2をご覧ください。場所は、富士見が丘二丁目交差点の東側に位置する市街化区域の土地となっております。

土地の所有者は、住宅敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

以上でございます。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第17号二宮町新規農業者資格認定要綱の一部改正について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第17号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

議案第17号関係資料をご覧ください。1ページから3ページに「二宮町新規農業者資格認定要綱の一部を改正する要綱」、4ページから6ページに「新旧対照表」、7ページから16ページに「改正後の全文」を添付しております。

二宮町新規農業者資格認定要綱につきましては、新規就農者を認定する基準等が定められており、平成27年8月1日から施行されて、現在運用しておりますが、新規参入を促進するため、他市町村の制度状況を踏まえ、就農要件等の改正を行うものとなっております。

改正の概要としましては、三点となります。

一点目は、認定要件です。二宮町で就農を希望する者が、新規農業者の資格認定を受けるためには、これまでは、「認定新規就農者」又は「かながわ農業サポーター」であることを要件とし、さらに、「認定新規就農者」に認定されるためには、「認定農業者等の先進農家のもとで2年以上研修を受けた者」等の要件があるため、実際に就農し農地の借りるまでに段階的な手続きや時間を要していました。そこで、「認定新規就農者」に認定されていなくても就農できるよう、「認定新規就農者」の認定要件を本要綱の認定要件に組み入れることにより、就農に係る手続きを明確化いたしました。

二点目は、一点目の認定要件に関わる内容ですが、認定農業者等の先進農家のもとでの研修期間を2年間から1年間に短縮いたしました。

三点目は、新規農業者の資格認定を受けた際に、試行期間として、借入可能な面積を30a以内とする制限をかけておりましたが、これを50a以内に拡大し、また、「認定新規就農者」に限り、農業委員会が適切であると判断した場合は、50a以上の借入を可能とする規定を加えました。

本議案につきまして、皆様から了承いただけましたら、令和2年3月1日より施行させていただきますと考えております。

以上でございます。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

昨年6月に見直した下限面積に続き、今回、就農要件等を改正するとのことで、二宮町でも就農しやすい環境が作られてきて、良いことだと思います。

【議長】

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第17号二宮町新規農業者資格認定要綱の一部改正について、「原案のとおり改正する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり改正する」といたします。本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前9時50分閉会